

第 33 回 通常 総 会

平成 30 年 6 月 20 日

愛媛県建設産業団体連合会

第 33 回通常総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議長 の 選 任
4. 定足数・出席者数の報告
5. 議事録署名人の指名

評議員・ 評議員

- ## 6. 議 事

- | | | |
|-------------|--|---------------|
| (1) 第 1 号議案 | 会員の入退会・内容変更承認の件…………… | (P. 1 ～P. 2) |
| (2) 第 2 号議案 | 平成 29 年度事業報告承認の件 …………… | (P. 3 ～P. 7) |
| (3) 第 3 号議案 | 平成 29 年度収支決算・財産目録承認の件 | (P. 8 ～P.10) |
| (4) 第 4 号議案 | 平成 30 年度事業計画に関する件 …………… | (P.11～P.13) |
| (5) 第 5 号議案 | 平成 30 年度収支予算に関する件 …………… | (P.14～P.15) |
| (6) 第 6 号議案 | 平成 30 年度入会金及び年会費等の額
並びに徴収方法に関する件…………… | (P.16～P.19) |
| (7) 第 7 号議案 | 任期満了に伴う役員改選に関する件……… | (P.20～P.25) |

7. その他
8. 閉会のことば

平成30年度事業計画（案）

愛媛県建設産業団体連合会

自：平成29年4月 1日

至：平成30年3月31日

東日本大震災や熊本地震、全国各所で頻繁に発生する豪雨・土砂災害など、日本が災害大国であることは、論を俟たないところであります。

防災・減災対策を中心とした社会資本整備の推進や災害支援等に尽力する地元建設企業の必要性は増すばかりであります。

一方で、大幅に減少した建設投資の余波で、明るい兆しは見えつつあるも、未だ地元中小建設業者は厳しい環境下にあり、災害支援の役割を担う建設産業団体の会員数は減少の一途を辿っております。このまま推移いたしますと、有事の際、有効かつ迅速な支援が出来なくなると危惧しております。

この解決のためには、「国土強靱化基本計画」の着実な遂行による社会資本整備予算の増額確保と事業の計画的・継続的推進が必要不可欠であり、今年度も引き続き、上部団体である全国建産連を通じて強く要望して参りたいと考えております。

また、国土交通省や愛媛県においては、様々な制度改善等に力を入れて頂き、感謝申し上げます。特に若手建設従事者の入職促進のため、いわゆる「担い手3法」の適正利潤確保による週休二日制を見据えたシステムの一層の改善と、市町への徹底が望まれるところであります。

さらに、i-Construction や建設キャリアアップシステムなど新たな課題への対応も求められており、当連合会においては、下記の通り、従前からの事業を継続して実施するとともに、下線の強化事項等の諸事業を展開し、県下の建設産業の健全化に寄与するものであります。

1. 建設産業の振興に関する事項

- (1) 総合評価方式の研究及び対応と評価項目への要望。
- (2) 建設産業生産システム合理化指針（特に、元・下関係健全化）の促進。
- (3) いわゆる「担い手3法」に基づく入札・契約制度に関する研究及び要望活動等の実施。
- (4) 社会保険加入促進。傘下団体作成の標準見積書の理解と活用促進。
- (5) i-Constructionへの対応及び研究。
- (6) 建設キャリアアップシステムへの対応。
- (7) 労務費・資材の実勢価格の積算単価への反映と砕石をはじめとする県産材の活用を要望。
- (8) 労務費調査の改善要望と労務単価への対応。
- (9) 当連合会加入のメリットの模索。
- (10) 改正した建築工事現場における共益費協定の普及。
- (11) 愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会との連携の強化。
- (12) 産業廃棄物の適正な処理と建設副産物のリサイクルの促進。
- (13) 労働災害防止対策等の実施。
- (14) 愛媛県と連携しての建設産業担い手確保推進事業の継続実施など、若年建設従事者の確保・育成を推進。
- (15) 多能工の育成。
- (16) その他関連する事項。

2. 研修・講習会等の実施

- (1) 法令等に定められた資格取得のため、傘下団体の会員に対し受講を周知。
 - ① 建設業法に定められた各種施工技術検定の受験。
 - ② 労働安全衛生法に定められた各種作業主任者講習の受講。
 - ③ 建設業経理(事務)士検定の受験。

(2) 社会保険加入促進等雇用改善に関する講習会の開催。

(3) 不当要求防止責任者講習の促進。

(4) 入札・契約制度や各種施策に関する講習会の開催。

キャリアアップ説明会

(5) その他関連する事業。

3. 行政官庁への意見・要望活動

(1) 全国建産連会長会において採択・決議される事項について要望。

(2) 発注官庁へ適宜意見・要望活動の実施。

(3) その他関連する事項。

4. 会議等

(1) 建設産業における各業種間に関連する問題等について会議を開催。

(2) (一社)全国建設産業団体連合会が開催する会議・要望活動への参加。

(3) 中央の団体の会議に参加し、情報の収集。

5. その他の事業

(1) クリーン愛媛運動及び愛りバー・愛ロード・愛ビーチ事業等、県下各地で清掃奉仕活動を行う。

(2) 傘下団体ごとに献血等社会貢献活動を実施。

(3) 愛媛県と当連合会との災害支援体制の充実と訓練の実施。

(4) 建設業の事業継続計画（建設BCP）の促進を図る。

平成30年度収支予算書(案)

愛媛県建設産業団体連合会

自: 平成30年 4 月 1 日

至: 平成31年 3 月31日

収入の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減△	備考
1. 会費収入	3,760,000	3,760,000	0	
(1) 正会員会費収入	3,130,000	3,130,000	0	125万×1団体=125万 25万×2団体= 50万 8万×6団体= 48万 5万×18団体= 90万
(2) 準会員会費収入	100,000	100,000	0	1万×10団体= 10万
(3) 賛助会員会費収入	80,000	80,000	0	2万×4団体= 8万
(4) 臨時会費収入	450,000	450,000	0	
2. 助成金収入	417,000	417,000	0	
(1) 建設産業活性化事業 助成金収入	417,000	417,000	0	
3. 入会金収入	50,000	50,000	0	
(1) 入会金収入	50,000	50,000	0	
4. 雑収入	10,100	11,000	△ 900	
(1) 受取利息	100	1,000	△ 900	
(2) 雑収入	10,000	10,000	0	
当期収入合計 (A)	4,237,100	4,238,000	△ 900	
前期繰越収支差額	3,772,991	4,283,071	△ 510,080	
収入合計 (B)	8,010,091	8,521,071	△ 510,980	

支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減△	備考
1. 事業費	2,076,000	2,106,000	△ 30,000	
(1) 研修・講習費	200,000	200,000	0	
(2) 建設産業担い手確保 推進事業運営費	696,000	696,000	0	
(3) 陳情活動費	450,000	450,000	0	
(4) 事業諸費	30,000	30,000	0	
(5) 負担金	700,000	730,000	△ 30,000	全国建産連会費
2. 管理費	4,240,100	4,090,100	150,000	
(1) 人件費負担金	600,000	600,000	0	
(2) 旅費交通費	1,500,000	1,500,000	0	
(3) 通信運搬費	300,000	200,000	100,000	
(4) 消耗品費	10,000	10,000	0	
(5) 印刷製本費	100,000	100,000	0	
(6) 図書費	30,000	30,000	0	
(7) 雑費	200,000	200,000	0	
(8) 会議費	1,500,000	1,450,000	50,000	
① 総会費	(1,100,000)	(1,100,000)	(0)	
② 役員会議費	(300,000)	(250,000)	(50,000)	
③ 諸会議費	(100,000)	(100,000)	(0)	
(9) 法人税等	100	100	0	
3. 予備費	1,693,991	2,324,971	△ 630,980	
(1) 予備費	1,693,991	2,324,971	△ 630,980	
当期支出合計 (C)	8,010,091	8,521,071	△ 510,980	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 3,772,991	△ 4,283,071	510,080	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	0	0	

平成 30 年度入会金及び年会費等の額並びに徴収方法(案)について

(自:平成 30 年 4 月 1 日～至:平成 31 年 3 月 31 日)

1. 入会金

(1) 当連合会入会金は 1 口を 50,000 円とし、持分を次のとおりとする。

1 号会員	4 口	200,000 円 (据え置き)
2 号会員	2 口	100,000 円 (")
3 号会員	1 口	50,000 円 (")
4 号会員	1 口	50,000 円 (")
準 会 員		免除
賛助会員		免除

2. 年会費

(1) 平成 30 年度の年会費を次のとおり定める。(※平成 20 年度に減額。)

1 号会員	1,250,000 円 (据え置き)
2 号会員	250,000 円 (")
3 号会員	80,000 円 (")
4 号会員	50,000 円 (")
準 会 員	10,000 円 (")
賛助会員	20,000 円 (")

(2) 年会費は、一括で納入する場合は、9 月 30 日までに、また、分割で納入する場合は、2 分の 1 相当額を 7 月 31 日までに、残りの 2 分の 1 相当額を 9 月 30 日までに納入するものとする。

3. 臨時会費は、業務毎に会長が決定し、業務執行の都度、参加者が必要額を納入するものとする。

別 表

年会費該当額(順不同)

団 体 名	年 会 費	
	年額(円)	2分の1相当額(円)

1.正会員(27団体)

(1号会員 1団体)

(一社)愛媛県建設業協会	1,250,000	625,000
--------------	-----------	---------

(2号会員 2団体)

(一社)愛媛県電設業協会	250,000	125,000
(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	250,000	125,000

(3号会員 6団体)

(一社)愛媛県測量設計業協会	80,000	40,000
愛 媛 舗 装 協 会	80,000	40,000
四国地質調査業協会愛媛支部	80,000	40,000
愛媛県生コンクリート工業組合	80,000	40,000
愛 媛 県 砕 石 工 業 組 合	80,000	40,000
(公社)愛媛県浄化槽協会	80,000	40,000

団 体 名	年 会 費	
	年額(円)	2分の1相当額(円)

(4号会員 18団体)

(一社)愛媛県建築士事務所協会	50,000	25,000
(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	50,000	25,000
愛媛県造園緑化事業協同組合	50,000	25,000
愛媛県電気工事工業組合	50,000	25,000
愛媛県管工事協同組合連合会	50,000	25,000
(一社)日本塗装工業会愛媛県支部	50,000	25,000
愛媛県左官業組合連合会	50,000	25,000
愛媛県仕上工事業協同組合	50,000	25,000
愛媛県室内装飾事業協同組合	50,000	25,000
(一社)愛媛県火薬類保安協会	50,000	25,000
(公社)愛媛県建築士会	50,000	25,000
(一社)日本造園建設業協会愛媛県支部	50,000	25,000
愛媛県板金工業組合	50,000	25,000
(一社)全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所	50,000	25,000
(一社)全国道路標識・標示業四国協会 愛媛県支部	50,000	25,000
愛媛県法面工事業協同組合	50,000	25,000
(一社)愛媛県中小建築業協会	50,000	25,000
(一社)愛媛県警備業協会	50,000	25,000

団 体 名	年 会 費	
	年額(円)	2分の1相当額(円)

2.準会員(10団体)

愛媛県石材組合連合会	10,000	5,000
協同組合愛媛県鉄構工業会	10,000	5,000
愛媛県設備設計事務所協会	10,000	5,000
愛媛県鉄筋業協同組合	10,000	5,000
(一財)愛媛県消防設備協会	10,000	5,000
愛媛県土木施工管理技士会	10,000	5,000
愛媛県森林土木建設業協会	10,000	5,000
愛媛県土地改良建設協議会	10,000	5,000
愛媛県コンクリート製品協会	10,000	5,000
愛媛型枠工事業協同組合	10,000	5,000

3.賛助会員(4団体)

西日本建設業保証㈱愛媛支店	20,000	10,000
(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業愛媛県支部	20,000	10,000
建設業労働災害防止協会愛媛支部	20,000	10,000
(公財)建設業福祉共済団愛媛県支部	20,000	10,000

任期満了に伴う役員の改選について

愛媛県建設産業団体連合会定款【抜粋】

（役員の種類）

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 5名以内
 - (3) 専務理事 1 名
 - (4) 理 事 15名以上20名以内
 - (5) 評 議 員 25名以上30名以内
 - (6) 監 事 3 名
- 2. 理事の中から会長1名及び副会長5名以内を選任する。
 - 3. 会長、副会長は、理事の互選とする。
 - 4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の選出）

第12条 理事、評議員及び監事は正会員より推薦された者の中から総会において選出する。

- 2. 専務理事は、会長が所属する団体の職員の中から総会において選出する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は、2年とする。

- 2. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、必要な職務を行う。

（役員の解任）

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を得て解任することができる。この場合において、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他職員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の職務）

第15条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織し、その決議によって会務を執行する。
5. 評議員は、評議員会を組織し、理事会からの諮問等に応じ、又は理事会に対し意見を述べることができる。
6. 評議員会で議決した事項は、その後に開催される最初の理事会でその結果を会長に報告する。
7. 監事は、民法 59 条に定める職務を行う。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問は、重要事項について会長からの諮問等に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

愛媛県建設産業団体連合会規程【抜粋】

第 7 条 定款第 11 条に定める役員の加入団体からの推薦基準は、次のとおりとする。

	会長又は副会長	専務理事	理事及び監事	評議員
1 号会員	3 名	1 名	4 名	
2 号会員	1 名		2 名	1 名
3 号会員			1 名	1 名
4 号会員				1 名

第 8 条 定款第 12 条に定める役員のうち、正会員より推薦する者は、別に定める様式第 3 号役員推薦書をもって、少なくとも役員選任の行われる総会の 20 日前までに提出するものとする。

2. 監事は、1 団体から 2 名以上の役員が推薦されている団体のうちから、互選により 1 名を選任する。

第 9 条 定款第 13 条第 2 項ただし書に定める役員の補欠選任は、定款の規定にかかわらず、別に定める様式第 4 号役員変更届に基づき、書面表決によることができる。

【 参 考 】

会 員	該当団体数	会 長 ・ 副 会 長	小 計	理事・監事	小 計	評 議 員	小 計
1 号	1	3	3	4	4		
2 号	2	1	2	2	4	1	2
3 号	6			1	6	1	6
4 号	17					1	17
			5		14		25

平成 30・31 年度 役員名簿 (案)

愛媛県建設産業団体連合会

会 長	西 岡 義 則	(一社) 愛媛県建設業協会	顧問会長・松山支部長
※ 副会長	中 畑 健 右	(一社) 愛媛県建設業協会	会長・ 宇和島地方支部長
※ "	二 宮 克 志	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・建築部会長
"	天 野 浩 司	(一社) 愛媛県電設業協会	会長
"	土 居 仁	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	会長
理 事	久 保 陽 生	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・上浮穴支部長
※ "	井 原 伸	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・宇摩支部長
※ "	山 本 初 市	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・西予支部長
"	松 本 純 一	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
"	竹 下 明 伸	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長
"	大 野 二 郎	(一社) 愛媛県測量設計業協会	会長
※ "	西 山 周	愛媛舗装協会	会長
"	神 野 邦 彦	四国地質調査業協会愛媛支部	支部長
"	花 井 秀 裕	愛媛県生コンクリート工業組合	理事長
"	岡 寛	愛媛県砕石工業組合	理事長
"	寺 井 政 博	(公社) 愛媛県浄化槽協会	会長

評議員	近 藤 博 文	(一社)愛媛県電設業協会	副会長
※	〃	貝 崎 正 剛	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会 副会長
※	〃	神 野 隆 浩	(一社)愛媛県測量設計業協会 副会長
	〃	高 橋 政 信	愛媛舗装協会 監事
	〃	二 神 久 士	四国地質調査業協会愛媛支部 理事
	〃	飛 鷹 康 志	愛媛県生コンクリート工業組合 副理事長
	〃	二 神 佳 宏	愛媛県砕石工業組合 副理事長
※	〃	有 間 義 恒	(公社)愛媛県浄化槽協会 副会長
※	〃	濱 本 泰 久	(一社)愛媛県建築士事務所協会 会長
	〃	豊 田 太 一	(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会 会長
	〃	池 内 剛 三	愛媛県造園緑化事業協同組合 理事長
	〃	越 智 光 孝	愛媛県電気工事工業組合 理事長
	〃	櫻 井 健 吾	愛媛県管工事協同組合連合会 会長
※	〃	池 田 昭 大	(一社)日本塗装工業会愛媛県支部 支部長
	〃	亀 田 伸	愛媛県左官業組合連合会 会長
	〃	池 田 貞 伸	愛媛県仕上工事業協同組合 理事長
	〃	中 村 政 徳	愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
	〃	小 倉 耕 介	(一社)愛媛県火薬類保安協会 副会長
※	〃	赤 根 良 忠	(公社)愛媛県建築士会 会長

評議員	高須賀 盛 満	(一社) 日本造園建設業協会 愛媛県支部	支部長
〃	竹 田 一 義	愛媛県板金工業組合	理事長
〃	藤 本 憲 昭	(一社) 全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所	支部長
〃	吉 田 隆 敏	(一社) 全国道路標識・標示業 四国協会愛媛県支部	支部長
〃	蟻 塚 昌 洋	愛媛県法面工事業協同組合	理事長
〃	菊 池 完 二	(一社) 愛媛県中小建築業協会	会長
〃	二 宮 義 晴	(一社) 愛媛県警備業協会	会長
専務理事	山 内 克 彦	(一社) 愛媛県建設業協会	専務理事
※監 事	羽 澤 清二郎	(一社) 愛媛県建設業協会	監事
〃	青 木 俊 雄	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
〃	佐 藤 隆 史	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長

※－新任

愛媛県建設産業団体連合会 会員名簿

会 員	会 員 名	役 職 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号	支 部 会 数	構 成 員 数	事 務 局 長
1号	(一社)愛媛県建設業協会	会 長	中 畑 健 石	〒790-0903 松山市東野六丁目5番5号	089-943-5324	12支部・4部会	517社	関 谷 慎 吾
	(一社)愛媛県電設業協会	会 長	天 野 浩 司	〒790-0002 松山市二番町四丁目5番地4(松山ビル2F)	089-931-5598		89社	中 川 敏 三
	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	会 長	土 居 仁	〒790-0066 松山市宮田町188-8(グランディア宮田)	089-945-8130		45社	山 下 隆 義
3号	(一社)愛媛県測量設計業協会	会 長	大 野 二 郎	〒790-0003 松山市三番町四丁目4-7(松山建設会館2F)	089-931-8358	3支部	32社	山 本 司
	愛媛舗装協会	会 長	西 山 周	〒790-0903 松山市東野六丁目5番5号	089-921-8613		14社	菅 隆 夫
	四国地質調査業協会 愛媛支部	支 部 長	神 野 邦 彦	〒790-0036 松山市小栗5丁目6-29	089-947-0270		25社	清 水 修
4号	愛媛県生コンクリート工業組合	理 事 長	花 井 秀 裕	〒790-0951 松山市天山3丁目8-20	089-948-1705	5協同組合	53社	山 内 正 吾
	愛媛県砕石工業組合	理 事 長	岡 寛	〒790-0003 松山市三番町四丁目4-7(松山建設会館3F)	089-945-4637	3支部	16社	渡 部 陽 一 郎
	(公社)愛媛県浄化槽協会	会 長	幸 井 政 博	〒790-0063 松山市辻町2番31号	089-995-2661	9支部	520社	森 山 哲 典
5号	(一社)愛媛県建築士事務所協会	会 長	渡 木 泰 久	松山市千舟町4丁目4-1(グランディア千舟3階A号)	089-945-5200	3支部	167社	黒 河 孝 俊
	(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	会 長	豊 田 太 一	松山市立花1丁目9番(アジア店ビル3F 301-A号)	089-947-2624	3支部	70社	岡 田 忠 信
	愛媛県造園緑化事業協同組合	理 事 長	池 内 剛 三	東温市上村字上河原甲398-1	089-955-0282	8支部	126社	宮 内 佑
6号	愛媛県電気工事工業組合	理 事 長	越 智 光 孝	松山市三番町四丁目7番地7	089-931-3011	12支部	724社	住 田 尚 茂
	愛媛県管工事協同組合連合会	会 長	櫻 井 健 吾	松山市本町7丁目2(愛媛県本町ビル)	089-946-5550	13組合	303社	遠 藤 佳 春
	(一社)日本塗装工業会 愛媛県支部	支 部 長	池 田 昭 大	松山市福音寺町280番地	089-976-7050		60社	永 原 貴 美
7号	愛媛県左官業組合連合会	会 長	龜 田 伸	松山市竹原町1丁目10-14 (5M第一ビル201号)	089-909-3977	11支部	151社	力 石 洋 子
	愛媛県土木工業協同組合	理 事 長	池 田 貞 伸	松山市大軒家町3番20号(納タガ2F)	089-926-2067	3支部	35社	上 田 佳 奈
	愛媛県室内装飾事業協同組合	理 事 長	中 村 政 徳	松山市一番町一丁目14-10(井手ビル3F)	089-943-6834	3支部	157社	岡 本 伊 かり
8号	(一社)愛媛県火災損保安協会	会 長	山 本 初 市	松山市東野六丁目5番5号	089-943-4889	16支部	594社	山 内 克 彦
	(公社)愛媛県建築士会	会 長	赤 根 良 忠	松山市千舟町4丁目4-1(グランディア千舟3階A号)	089-945-6100	10支部	1,569名	大 西 勝 秀
	(一社)日本造園建設業協会 愛媛県支部	支 部 長	高 須 賀 盛 満	松山市水堤町46-23	089-993-6388		21社	栗 原 奈 々 恵
9号	愛媛県板金工業組合	理 事 長	竹 田 一 義	松山市来住町1294番地3	089-993-6120	8支部	83社	高 岡 富 茂
	(一社)全国特定法面保護協会 四国地方支部 愛媛県事務所	支 部 長	藤 本 憲 昭	松山市二番町四丁目5-4(松山ビル2F 日特建設松山営業所内)	089-946-0771		8社	
	(一社)全国道路標識・標示業四国協会 愛媛県支部	支 部 長	吉 田 隆 敏	松山市藤原2丁目1-26	089-946-0359		13社	松 岡 宏 明
10号	愛媛県法面工事事業協同組合	理 事 長	蟻 塚 昌 洋	松山市古三津5-8-10-305	089-951-6456		11社	金 子 昭
	(一社)愛媛県中小建築業協会	会 長	菊 池 亮 二	松山市勝山町2丁目3-1(建設国保ビル内)	089-943-5525		1,448社	芳 野 翼 寿 夫
	(一社)愛媛県警備業協会	会 長	二 宮 義 晴	松山市一番町3丁目3-5(正和ビル4F)	089-931-4334		80社	渡 部 成 二
11号	愛媛県石材組合連合会	会 長	一 柳 勉	西条市ひうち3-21(いよせき焼内)	0897-55-1414	6支部	30社	白 木 秀 典
	協同組合愛媛県鐵構工業会	理 事 長	登 尾 昌 弘	東温市牛瀬焼煙1094-1	089-964-9471		40社	岡 本 勇 治
	愛媛県設備設計事務所協会	会 長	大 和 正 年	松山市天山1丁目12-12	089-932-7799		7社	土 居 春
12号	愛媛県鉄筋協業協同組合	理 事 長	山 本 信 二	松山市西垣生町350-1(南山口鉄筋内)	089-973-4081		20社	山 口 勇 人
	(一財)愛媛県消防設備協会	理 事 長	黒 田 和 夫	松山市本町七丁目2番地(愛媛県本町ビル2F)	089-996-7141		259社	渡 部 秋 知
	愛媛県土木施工管理技士会	会 長	久 保 陽 生	松山市東野六丁目5番5号	089-931-7881	13支部	3,527名	宇 高 史 範
13号	愛媛県森林土木建設業協会	会 長	高 山 康 人	松山市三番町四丁目4-1(愛媛県森林組合連合会内)	089-941-0164	24団体	24団体	向 井 文 能
	愛媛県土地改良建設協議会	会 長	篠 原 実	松山市寛光町1-24(県土連ビル)	089-927-7036	16団体	16団体	恒 岡 和 佳
	愛媛県コンクリート製品協会	会 長	菊 野 先 一	松山市大手町一丁目8-8	089-941-2110		8社	處 鉄 博
14号	愛媛県砕石工業協同組合	理 事 長	城 市 静 男	松山市小栗7丁目3-36	089-943-2244		18社	山 崎 哲 利
	西日本建設業保証証 愛媛支店	支 店 長	綿 田 剛	松山市一番町三丁目3-3(菅井ニッセビル7F)	089-941-4560			
	(独)勤労者退職金共済機構建退共 愛媛県支部	支 部 長	中 畑 健 石	松山市東野六丁目5番5号	089-943-5406		2,493社	関 谷 慎 吾
15号	建設業労働災害防止協会 愛媛支部	支 部 長	中 畑 健 石	松山市東野六丁目5番5号	089-943-5330	13分会・9団体	713社+9団体	永 原 徹
	(公財)建設業福祉共済団 愛媛県支部	支 部 長	中 畑 健 石	松山市東野六丁目5番5号	089-943-5324	12支部	671社	関 谷 慎 吾

※各団体傘下会員数には、若干誤差がある。

第 3 1 回 通 常 総 会

平成 30 年 6 月 20 日

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

第 31 回通常総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 定足数・出席者数・議長の選任の報告
4. 議事録署名人の指名

幹事・ _____ 幹事

5. 議 事

- | | | | |
|-------------|-------------------------|---------------|------|
| (1) 第 1 号議案 | 会員の入退会・内容変更の件…………… | (P. 1 ～P. 2) | } 省略 |
| (2) 第 2 号議案 | 平成 29 年度事業報告承認の件 …………… | (P. 3 ～P. 4) | |
| (3) 第 3 号議案 | 平成 29 年度収支決算承認の件 …………… | (P. 5 ～P. 6) | |
| (4) 第 4 号議案 | 平成 30 年度事業計画に関する件 …………… | (P. 7 ～P. 8) | |
| (5) 第 5 号議案 | 経費の支弁に係る規約の一部改正に関する件… | (P. 9) | |
| (6) 第 6 号議案 | 任期満了に伴う役員改選に関する件……… | (P.10～P.13) | |
| (7) 第 7 号議案 | 顧問・参与の委嘱の件…………… | (P.14) | |

6. 暴力団等の追放決議（案）の採択の件…………… (P.15)

7. そ の 他

8. 閉会のことば

平成30年度事業計画（案）

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

自：平成30年4月1日

至：平成31年3月31日

暴力団対策法の施行と暴力団排除条例の普及・強化に伴って、その効果は徐々にではあるが現れてきている。しかしながら、暴力団等反社会的勢力は、反面その活動や資金源獲得方法が巧妙化・地下化し、さらに分裂に伴う暴力団同士の抗争も引き続き懸念されるなど、社会に対し大きな不安と恐怖を与え続けている。また、建設産業に介入する暴力事案及び資金要求事案等も減少傾向にはあるものの、依然として後を絶たない現状であり、建設産業界にとってその予防と排除が引き続き重要な課題となっている。

このため当協議会としては、建設産業の健全な発展を目的として、これらの諸課題に適切に対応していく必要があり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」と愛媛県暴力団排除条例の主旨等をもとに本年度事業として次の事業を実施する。

記

1. 会議等の開催

(1) 役員会の開催

役員会は必要に応じて適宜開催する。

(2) 通常総会の開催

通常総会は媛建産連総会時に開催する。

2. 暴力追放活動の推進

建設産業に介入する暴力事案と資金提供等要求に対して的確な対応を実施するため、対応策の周知徹底を図り、次のとおり暴力追放活動を推進する。

- (1) 暴力追放三ない運動の徹底
- (2) 巡回指導による介入暴力の予防と排除
- (3) 講演会の周知（不当要求防止責任者の新規及び更新講習）等による対応策の指導
- (4) 関係法令（暴力団対策法）の周知徹底

3. 関係機関、団体等との連絡、協調

関係機関、団体との連携を密にし、介入暴力対策の協議・検討及び暴力情報の収集・交換を図るため、次の活動を推進する。

- (1) 関係機関、団体等の暴排活動への積極的参加
- (2) 関係機関、団体等との研修会の開催
- (3) 援建暴迫協各団体等との研修会の開催

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会規約の一部改正(案)について

新旧対照表

(改正後)	(改正前)
(経費の支弁) 第 11 条 本会に必要な経費は、<u>媛建産連</u>会計から支弁する。 附 則 この規約は、平成30年6月20日から施行する。	(経費の支弁) 第 11 条 本会に必要な経費は、<u>媛建産連</u>から納入される会費でもって支弁する。 (新設)

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会規約

【抜 粋】

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 幹 事 45名以上55名以内
- (5) 監 事 3名

- 2 会長は、媛建産連会長をもって充てる。
- 3 副会長は、媛建産連副会長をもって充てる。
- 4 専務理事は、媛建産連専務理事をもって充てる。
- 5 幹事は、媛建産連の理事及びその他の団体の長並びに第14条で定める支部長又は部会長をもって充てる。
- 6 監事は、媛建産連の監事をもって充てる。
- 7 総会の議決を経て、顧問及び参与を置くことができる。
- 8 顧問及び参与は、県警察本部及び関係行政機関より選出し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は媛建暴追協を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 媛建産連の役員を辞任した場合は、本会の役員もその後任者と交代する。
- 3 交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、必要な職務を行う。

平成 30・31 年度 役員名簿 (案)

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

会 長	西 岡 義 則	(一社) 愛媛県建設業協会	顧問会長・松山支部長
※ 副会長	中 畑 健 右	(一社) 愛媛県建設業協会	会長・ 宇和島地方支部長
※ "	二 宮 克 志	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・建築部会長
"	天 野 浩 司	(一社) 愛媛県電設業協会	会長
"	土 居 仁	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	会長
幹 事	久 保 陽 生	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・上浮穴支部長
"	井 原 伸	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・宇摩支部長
"	山 本 初 市	(一社) 愛媛県建設業協会	副会長・西予支部長
"	米 谷 方 利	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・新居浜支部長
"	星 加 隆 夫	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・西条支部長
"	徳 永 安 清	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・今治支部長
"	泉 慎 一	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・伊予支部長
"	大 野 彰 一	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・喜多支部長
"	藤 川 広 治	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・八幡浜支部長
"	羽 田 保 恵	(一社) 愛媛県建設業協会	理事・南宇和支部長
"	松 本 純 一	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
"	竹 下 明 伸	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長
"	大 野 二 郎	(一社) 愛媛県測量設計業協会	会長

※ 幹 事	西 山 周	愛媛舗装協会	会長
"	神 野 邦 彦	四国地質調査業協会愛媛支部	支部長
"	花 井 秀 裕	愛媛県生コンクリート工業組合	理事長
"	岡 寛	愛媛県砕石工業組合	理事長
"	寺 井 政 博	(公社) 愛媛県浄化槽協会	会長
※ "	濱 本 泰 久	(一社) 愛媛県建築士事務所協会	会長
"	豊 田 太 一	(一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	会長
"	池 内 剛 三	愛媛県造園緑化事業協同組合	理事長
"	越 智 光 孝	愛媛県電気工事工業組合	理事長
"	櫻 井 健 吾	愛媛県管工事協同組合連合会	会長
※ "	池 田 昭 大	(一社) 日本塗装工業会愛媛県支部	支部長
"	亀 田 伸	愛媛県左官業組合連合会	会長
"	池 田 貞 伸	愛媛県仕上工事業協同組合	理事長
"	中 村 政 徳	愛媛県室内装飾事業協同組合	理事長
"	小 倉 耕 介	(一社) 愛媛県火薬類保安協会	副会長
※ "	赤 根 良 忠	(公社) 愛媛県建築士会	会長
"	高須賀 盛 満	(一社) 日本造園建設業協会 愛媛県支部	支部長
"	竹 田 一 義	愛媛県板金工業組合	理事長
"	藤 本 憲 昭	(一社) 全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所	支部長

幹 事	吉 田 隆 敏	(一社) 全国道路標識・標示業 四国協会愛媛県支部	支部長
〃	蟻 塚 昌 洋	愛媛県法面工事業協同組合	理事長
〃	菊 池 完 二	(一社) 愛媛県中小建築業協会	会長
〃	二 宮 義 晴	(一社) 愛媛県警備業協会	会長
〃	一 柳 勉	愛媛県石材組合連合会	会長
※ 〃	登 尾 昌 弘	協同組合愛媛県鐵構工業会	理事長
〃	大 和 正 年	愛媛県設備設計事務所協会	会長
※ 〃	山 本 信 二	愛媛県鉄筋業協同組合	理事長
〃	黒 田 和 夫	(一財) 愛媛県消防設備協会	理事長
〃	高 山 康 人	愛媛県森林土木建設業協会	会長
※ 〃	篠 原 実	愛媛県土地改良建設協議会	会長
〃	菊 野 先 一	愛媛県コンクリート製品協会	会長
〃	城 市 静 男	愛媛型枠工事業協同組合	理事長
〃	織 田 剛	西日本建設業保証(株)愛媛支店	支店長
専務理事	山 内 克 彦	(一社) 愛媛県建設業協会	専務理事
※ 監 事	羽 澤 清二郎	(一社) 愛媛県建設業協会	監事
〃	青 木 俊 雄	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
〃	佐 藤 隆 史	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長

※－新任

第7号議案

顧問、参与の委嘱について(案)

規約第5条第7項及び第8項による

	役 職 名	氏 名	所 属 役 職 名
※	顧 問	谷村 日出男	愛媛県警察本部刑事部長
※	〃	杉 本 寧	愛媛県土木部長
	〃	橋 本 珠 樹	愛媛県土木部土木管理局長
※	参 与	飯 野 裕 典	愛媛県警察本部刑事部参事官(組織犯罪対策課長)
※	〃	江 里 寿 樹	愛媛県土木部土木管理局土木管理課長
※	〃	西 村 幸 司	愛媛県警察本部警備部参事官(公安課長)

※印:交替者

【交替の理由】

- (1) 谷村日出男氏は、平成30年3月22日付異動により、前顧問 中川純市氏の後任者
- (2) 杉本 寧氏は、平成30年4月1日付異動により、前顧問 樋口志朗氏の後任者
- (3) 飯野裕典氏は、平成30年3月22日付異動により、前参与 水本 誠氏の後任者
- (4) 江里寿樹氏は、平成30年4月1日付異動により、前参与 秦 恭裕氏の後任者
- (5) 西村幸司氏は、平成30年3月22日付異動により、前参与 荒井仁志氏の後任者

暴力団等反社会的勢力の追放決議（案）

われわれ愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会は、暴力の脅威と不安を一掃し、建設産業の健全な発展向上と、真に明るい地域社会の実現に寄与するため、愛媛県暴力団排除条例の趣旨に則り、警察をはじめ、県当局及び市町、暴力追放推進センターなど関係機関との連携を密にして一致団結して次の事項を実行し、建設産業から暴力団等反社会的勢力の徹底的追放に邁進することを宣言する。

記

- 一、暴力団等反社会的勢力の企業並びに工事への関与など、取引を含めた一切の関係遮断を徹底する。
- 一、公共事業に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求があった時は、発注者等の関係機関に通報するとともに、下請参入をさせないよう関係機関との連携を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力との裏取引や資金提供を行わず、警察等の外部専門機関との連携を密にして被害の防止を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からのあらゆる不法・不当な要求に対しては、組織的対応によりこれを断固拒否し、すみやかに警察に通報するとともに、有事における民事と刑事の法的対応を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からの不当な要求に対する被害を未然に防止するため、当協議会傘下団体の会員企業に対応体制を整備し、「不当要求防止責任者」を選任・更新するよう推進する。

右決議する。

平成三十年六月二十日

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会